

—— よりよい環境を未来につなぐために ——

令和3年6月

飲食店営業騒音及び 拡声機使用のしおり

— 規制について —
金沢市環境保全条例

金 沢 市

～ 金沢市環境保全条例の目的 ～

金沢市環境保全条例（以下条例）は、本市に即したきめ細かな規制を行うことにより、現在及び将来の市民の文化的な生活を営む権利の確保に寄与することを目的としています。

～ 主な用語の解説 ～

1. 騒音公害とは

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる騒音等によって、人の健康又は生活環境が阻害されることをいいます。

2. 飲食店営業とは

食品衛生法に規定する飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業をいいます。

3. 移動式店舗とは

古紙等の回収業、焼き芋屋などの宣伝を伴う行商等をいいます。

4. 移動放送とは

一般的な宣伝カーをいいます。

1. 事業者の責務

条例により、飲食店を含む事業者には、下記の責務が定められています。

- (1) 事業者は、これに伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じること。
- (2) 夜間においては、みだりに付近の静穏を妨げる騒音を発生させないように努めること。
- (3) 事業活動により生活環境が損なわれている旨の苦情の申出があったときは、誠意をもって解決するよう努めること。

2. 飲食店営業の規制に関すること

条例により、一部の地域において飲食店営業を行うものは、下記の制限が課せられます。

- (1) 表1に示す飲食店営業に対する**音量制限を遵守**しなければなりません。
- (2) 表2に示す地域で飲食店営業を営む場合は、**午後11時から翌日午前6時までの間においては、カラオケ装置、楽器等の音響機器を使用してはいけません。**

(その音響機器等から発生する音が外に漏れない措置をとった場合は、この限りではありません。)

表1 飲食店営業に対する音量制限

区域の区分	用途地域	規 制 基 準	
		夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 伝統環境保存区域の一部 風致地区の一部	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル

【備考】

- ① 区域の指定は概ね上記のとおりとします。工業専用地域及び市街化調整区域は、上記の区域に含まれません。
- ② デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいいます。
- ③ 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用い、日本工業規格Z8731に定める騒音のレベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定については金沢市環境保全条例に定めるものとしします。

表2 音響機器の使用制限

区域の区分	用途地域	制限の対象	使用が制限される時間帯
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 伝統環境保存区域の一部 風致地区の一部	全 域 で 対 象	23:00 ~ 6:00
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		
第4種区域	工業地域	適用除外	—
<p>【備考】</p> <p>① 区域の指定は概ね上記のとおりとします。工業専用地域及び市街化調整区域は、第1種から第4種の区域に含まれないので、これらの地域で営業している場合は、制限の対象とはなりません。</p> <p>② 使用が制限される音響機器は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ装置 ・音響発生装置（録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせる装置をいいます） ・楽器、拡声装置 			

3. 商業宣伝を目的とした拡声機の使用について

商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合には、下記の使用制限等を遵守しなければなりません。

- (1) 学校・保育所・病院および有床診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の周囲50m以内の区域では、商業宣伝を目的とした拡声機を使用してはいけません。
(屋内において使用する場合で、周辺的生活環境を損なうおそれがないときは、この限りではありません。)
- (2) 航空機から機外に向けて商業宣伝を目的とした拡声機を使用してはいけません。
- (3) 上記以外の商業宣伝を目的とした拡声機を使用については、使用の方法(形態)ごとに表3の時間帯による使用制限及び表4の使用する地域による音量制限を遵守しなければなりません。

表3 時間帯による使用制限

	使用の方法(形態)		
	固定式放送	移動式店舗	移動放送
使用が制限される時間帯	20:00 ~ 翌9:00	23:00 ~ 翌7:00	20:00 ~ 翌9:00

表4 地域ごとの音量制限等

	区域の区分	用途地域	使用の方法(形態)		
			固定式放送	移動式店舗	移動放送
音量の基準	第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 伝統環境保存区域の一部 風致地区の一部	55 デシベル	80 デシベル	80 デシベル
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60 デシベル		
	第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	70 デシベル		
	第4種区域	工業地域	75 デシベル		
その他の制限			地上から7m以上の場所で使用しないこと	1地点に停止して連続5分以上拡声器を使用してはならない。	
【備考】					
① 区域の指定は概ね上記のとおりとします。工業専用地域及び市街化調整区域は、上記の区域に含まれません。					
② デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいいます。					
③ 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用い、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定については金沢市環境保全条例に定めるものとします。					

【問い合わせ先】

金沢市環境政策課（金沢市第2庁舎）

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508

FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>